

鳥取県特別高圧電力料金高騰対策補助金（第2回）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県特別高圧電力料金高騰対策補助金（第2回）（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1)「特別高圧受電中小事業者」とは、鳥取県内に所在する事業所において、小売電気事業者と契約を締結し特別高圧で受電する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合をいう。

(2)「特別高圧受電商業施設等入居者」とは、施設の運営を行う者が代表して小売電気事業者と契約を締結し、特別高圧で受電する鳥取県内に所在する大型商業施設等に入居して、使用料の負担を行う中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者が運営する店舗をいう。

（交付目的）

第3条 本補助金は、国際情勢を背景としたエネルギー価格の高騰が長期化していることに鑑み、特別高圧受電中小事業者及び特別高圧受電商業施設等入居者の電気料金負担に対し緊急に支援することを目的として交付する。

（補助金の算定）

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表第1欄に掲げる区分に応じた者（以下「補助対象事業者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に対し、同表第3欄により算出する額（その上限は同表第4欄に掲げる額とする。）以下とする。

（交付申請の時期等）

第5条 本補助金の交付申請は、商工労働部企業支援課長が定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる様式は、様式第1号とする。

（交付決定の時期等）

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から14日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額を伴わない変更とする。

2 前条第1項の規定は、規則第12条第1項に規定する変更等の承認について準用する。

3 規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、様式第1号とする。

（実績報告の時期等）

第8条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）を、商工労働部企業支援課長が定める日までに行わなければならない。

2 実績報告に添付すべき規則第17条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第3号によるものとする。

（補助金の支払）

第9条 補助事業者への補助金の支払いは、規則第18条第1項の規定による補助金の額の確定に基づき行うものとする。

（補助金の交付等に係る手続の停止等）

第10条 知事は、補助事業の休廃止等が想定される場合には、第6条第1項の規定による本補助金の交付決定及び規則第18条第1項の規定による補助金の額の確定後であっても、本補助金の交付等に係る手続を停止できるものとする。

2 前項の実施手続、本補助金交付停止措置の解除及び解除後の本補助金の交付方法等は、補助事業者との協議

により決定するものとする。

(関係書類等の保存)

第 11 条 補助事業者は、事業完了年度の翌年度から起算して 5 年間は、本補助金の交付に関する帳簿及び書類を保存しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第 12 条 知事は、補助事業者が、規則第 21 条に規定するほか、偽りその他不正行為によって交付を受けたことが判明した場合は、同条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消し、規則第 22 条の規定により所要の額の返還を命ずるものとする。

(捜査機関等への情報提供)

第 13 条 知事は、補助事業者が、前条に規定する偽りその他不正行為によって交付を受けた可能性があると認めるときは、補助事業者が提出した関係書類等を、要請に応じて捜査機関等に提供することができる。

(雑則)

第 14 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 12 月 25 日から施行する。

別表（第4条関係）

1 補助対象事業者	①特別高圧受電中小事業者	②特別高圧受電商業施設等入居者 ※店舗ごと。但し、現金自動預入払出兼用機の設置のみで営業を行う店舗のほか、別に定める場合は補助対象事業者から除く
2 補助対象経費	各事業者の令和5年10月分から令和6年3月分までの特別高圧電力の使用料金（従量制）	
3 補助率	定額 注）算定方法：令和5年10月から令和6年3月までの各月の電気の使用に係る検針により得られた電気使用量（1kwh未満は切り捨てる）に1.8円を乗じた額の合計額（1円未満は切り捨てる）	
4 補助金上限額	1,000万円	商業施設等ごとに1,000万円 ※申請額の合計が、補助金上限額を超える場合は、各入居者の使用量に応じて按分する。

様式第1号 (第5条、第7条関係)

鳥取県特別高圧電力料金高騰対策補助金 (第2回) 事業 (変更) 計画兼 (変更) 収支予算書

1 申請者の概要

申請区分 ※①②いずれかを選択		<input type="checkbox"/> ①特別高圧受電中小事業者		<input type="checkbox"/> ②特別高圧受電商業施設等入居者		
特別高圧電力を使用している事業所の名称・住所		事業所 (店舗) 名	※R5.10~R6.3月に開店・閉店・休業等した場合はその状況を記載すること ()			
		入居する商業施設名	(例: イオンモール〇〇店): ※②特別高圧受電商業施設等入居者の場合のみ記載			
		住所	〒 鳥取県			
契約電力会社・契約電圧		契約会社 () 契約電圧 () (V) ※2万V以上 ※①特別高圧受電中小事業者のみ記載				
申請者に関する情報	名称 (個人事業主名)					
	住所	〒				
	代表者職名 (個人事業主名)					
	担当者名	役職		電話番号		
		氏名		E-mail		
業種・事業規模	主たる業種	常時使用する従業員数 (基準)	従業員数	資本金の額又は出資金の額 (基準)	資本金又は出資金	
	<input type="checkbox"/> 製造業その他	300人以下	人	3億円以下	円	
	<input type="checkbox"/> 卸売業	100人以下	人	1億円以下	円	
	<input type="checkbox"/> 小売業	50人以下	人	5千万円以下	円	
	<input type="checkbox"/> サービス業	100人以下	人	5千万円以下	円	
<input type="checkbox"/> その他		人		円		
誓約事項 ※誓約する場合は、各項目の誓約欄に○を記載すること。	申請にあたり、以下の事項について相違ないことを誓約します。					
	誓約	項目				
		暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 及び暴力団員 (同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) ではないこと。 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。 本書に記載した内容について、不正や虚偽がないこと。				

2 事業計画 (特別高圧電力料金の使用見込み) 及び収支予算

	特別高圧電力の使用見込み (A)	補助単価 (B)	補助額 (C) ※ (A) × (B)
10月使用分	kwh	1.8円	. 円
11月使用分	kwh	1.8円	. 円
12月使用分	kwh	1.8円	. 円
1月使用分	kwh	1.8円	. 円
2月使用分	kwh	1.8円	. 円
3月使用分	kwh	1.8円	. 円
合計 (収入=支出)			(D) 円

※1 (A) (D) の各欄の小数点以下は切り捨てること。

※2 (C) は小数点第1位まで記載すること。

※3 (A) の欄は、既に使用量が判明している場合実績を、判明していない場合は前年の使用量による推定値 (最も使用が多いと見込まれる量) を記入すること。

3 補助事業の完了予定年月日 年 月 日

※ 補助対象経費の支払が全て完了する予定の日を記載すること。

4 添付書類

- ・特別高圧に係る契約書の写し（令和5年10月～令和6年3月を含むもの）（特別高圧受電商業施設等入居者の場合は、特別高圧を受電していることが確認できる書類でも可。）
- ・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者又は中小企業等協同組合法第3条に規定する中小企業等協同組合に該当することが確認できる資料

※ 第7条の規定による変更申請の場合は、変更点を明確に記載すること。

※ 第7条の規定による変更申請において、第5条の規定による交付申請時から変更がない場合は、4の添付書類の提出は不要とする。

様

職氏名

令和5年度鳥取県特別高圧電力料金高騰対策補助金（第2回）交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県特別高圧電力料金高騰対策補助金（第2回）（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書及び別紙に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の補助対象経費の額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
(2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書及び別紙に記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額に、鳥取県特別高圧電力料金高騰対策補助金交付要綱（第2回）（令和5年12月25日付第202300219049号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

鳥取県特別高圧電力料金高騰対策補助金 (第2回) 事業実績報告兼収支決算書

1 補助事業者の情報

申請区分 ※①②いずれかを選択		<input type="checkbox"/> ①特別高圧受電中小事業者		<input type="checkbox"/> ②特別高圧受電商業施設等入居者		
特別高圧電力を使用している事業所の名称・住所		事業所 (店舗) 名	※R5.10～R6.3月に開店・閉店・休業等した場合はその状況を記載すること ()			
		入居する商業施設名	(例: イオンモール〇〇店): ※②特別高圧受電商業施設等入居者の場合のみ記載			
		住所	〒 鳥取県			
契約電力会社・契約電圧		契約会社 () 契約電圧 ((v) ※2万V以上 ※①特別高圧受電中小事業者のみ記載				
補助事業に関する情報	名称 (個人事業主名)					
	住所	〒				
	代表者職名 (個人事業主名)					
	担当者名	役職		電話番号		
氏名			E-mail			

2 事業実績 (特別高圧電力料金の使用実績) 及び収支決算

	特別高圧電力の使用実績 (A)	補助単価 (B)	補助額 (C) ※ (A) × (B)
10月使用分	kwh	1.8円	. 円
11月使用分	kwh	1.8円	. 円
12月使用分	kwh	1.8円	. 円
1月使用分	kwh	1.8円	. 円
2月使用分	kwh	1.8円	. 円
3月使用分	kwh	1.8円	. 円
合計 (収入=支出)			(D) 円

※1 (A) (D) の各欄の **小数点以下は切り捨てる**こと。

※2 (C) は小数点第1位まで記載すること。

※3 (D) が 1,000万円以下の場合、実績額と補助対象額は同額となります。

3 補助事業の完了年月日 年 月 日

※ 補助対象経費の支払が全て完了した日を記載すること。

4 添付書類

・請求書又は使用実績 (kwh) の分かる書類の写し (※)

・領収書又は支払いの分かる書類の写し (※)

(※) 特別高圧受電商業施設等入居者は施設の管理者が発行する電力実績が確認できる書類、並びに電気料金の支払い (控除) が確認できる書類でも可

【参考様式】

様式第1号(規則：第5条関係)

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

申請者 住 所
名 称
代表者職氏名

令和5年度鳥取県特別高圧電力料金高騰対策補助金（第2回）交付申請書

鳥取県特別高圧電力料金高騰対策補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	鳥取県特別高圧電力料金高騰対策補助金（第2回）
算定基準額(見込み)	
交付申請額	
添付書類	・事業計画兼収支予算書（様式第1号）

(注)

- 1 算定基準額が確定している場合は「算定基準額」欄の「(見込み)」を削除すること。
- 2 鳥取県補助金等交付規則第6条の2各号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

申請者 住 所
名 称
代表者職氏名

令和5年度鳥取県特別高圧電力料金高騰対策補助金（第2回）変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、鳥取県補助金等交付規則第12条第3項の規定により申請します。

記

補助金等の名称	令和5年度鳥取県特別高圧電力料金高騰対策補助金（第2回）
交付決定額	
変更（中止・廃止）後の額	
差 引	
変更（中止・廃止）の時期	
変更（中止・廃止）の理由	
添 付 書 類	・変更（中止・廃止）後の事業計画兼収支予算書（様式第1号）

鳥取県知事 平井 伸治 様

申請者 住 所
名 称
代表者職氏名

令和5年度鳥取県特別高圧電力料金高騰対策補助金（第2回）実績報告書

年 月 日付第 号による交付決定（及び 年 月 日付第 号による変更交付決定）に係る事業の実績について、鳥取県補助金等交付規則第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	令和5年度鳥取県特別高圧電力料金高騰対策補助金（第2回）	
交付決定	算定基準額	交付決定額
実 績		
差 引		
添付書類	1 事業実績報告兼収支決算書（様式第3号） 2 口座振込依頼書	

口座振込依頼書

令和 年 月 日

請求者 住所 _____

企業名 _____

代表者職氏名 _____

連絡先（電話） _____

鳥取県から支払われる鳥取県特別高圧電力料金高騰対策補助金（第2回）については、下記の口座に振り込んでください。

記

1 振込銀行等 _____ 銀行 支店
金庫 出張所
農業協同組合 営業部

2 預金科目 普通 ・ 当 座

3 口座番号 店番 口座番号
□□□ — □□□□□□□□

(株) ゆうちょ銀行の店名・口座番号は、ゆうちょ銀行・郵便局の窓口で通帳に印字してもらったもの、又はゆうちょ銀行の専用フリーダイヤル・Webサイトで確認したものに限りです。

4 口座名義 (カタカナ) _____

※請求者と口座名義人が異なる場合に

請求者と口座名義人が異なりますが、以下の者に受領を委任します。

受任者住所・氏名 (口座名義人) _____